

# 健康保険委員要綱

全国健康保険協会千葉支部

## 1. 目的

協会管掌健康保険の健康保険事業について、広報、相談、各種事業の推進、健康保険事業に関するモニター等の事業にご協力いただく協会管掌健康保険適用事業所（以下「適用事業所」という。）の被保険者様を健康保険委員として委嘱することにより、もって加入者様の参画による健康保険事業の推進を図ることを目的とします。

## 2. 委嘱

(1) 委員は、次の要件に該当する方であって、健康保険事業の推進のために積極的な役割を果たすことができると認められる方を健康保険委員として、全国健康保険協会千葉支部支部長が委嘱します。

- ① 千葉県内の協会管掌健康保険の適用事業所の被保険者様
- ② 健康保険に関する事務について経験を有する方
- ③ 協会管掌健康保険事業の推進について理解と熱意を有する方
- ④ 事業主様の同意を得られる方

(2) 健康保険委員が職務の遂行に支障があり、若しくはこれに耐えられない場合、又は健康保険委員としてふさわしくない非行があった場合は、全国健康保険協会千葉支部支部長はこれを解嘱することができます。

## 3. 役割

### (1) 広報

事業主様及び加入者様に対し健康保険事業に関する周知・広報をお願いします。

### (2) 相談

各種申請書等について、加入者様からの相談対応をお願いします。

### (3) 各種事業への参画の推進

保健事業等の健康保険事業の促進や円滑な実施のために、事業主様や加入者様に対して健康保険事業に関する理解の促進や、健康づくりや生活習慣病の予防に関する啓発、各種事業への参加の呼びかけ等をお願いします。

(4) モニター

健康保険事業の運営やサービスに関して、定期的に電子メール等を通じて加入者様としてのご意見をお願いします。

4. 報酬

報酬につきましては、無報酬です。

5. 委員の退任及び変更

健康保険委員が退職等の理由により「2. 委嘱(1)」の要件に該当しなくなった場合は、退任者様（後任の方を推薦される場合は事業主様を含む）より「健康保険委員退任・変更申出書」をご提出いただきます。

6. その他

上記のほか、必要な事項は、全国健康保険協会千葉支部長が別に定めるものとします。

7. 施行

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行するものとします。